

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	第 3 号	令和 7 年 2 月 3 日 受理	教育民生常任委員会付託
件 名	訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める陳情書		
陳 情 者	住所 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター 3 階 氏名 社会保障推進千葉県協議会 会長 鈴木 徳男		

【陳情趣旨】

昨年4月に3年に一度の介護報酬が改定され、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護を続けることが困難になりかねません。

2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最多の784社に達しました。そのうち「訪問介護」は529社と前年の427社から急増しています。調査した東京商工リサーチは、「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

厚生労働省は、訪問介護基本報酬の引き下げ理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所、都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されます。厚生労働省が引き下げの理由としていることの根拠が合理的なものなのか、改めての実態調査が必要です。

訪問介護の人手不足は深刻であり、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和5年度で14.1倍と高水準であり、給与は常勤でも全産業平均を月額約7万円も下回ります。

政府は訪問介護基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げと、その財源保障としての国庫負担割合を拡大するよう求めます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に行うとともに、その財源保障となる国庫負担割合を拡大するよう国に意見書を提出すること。

以上

訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定などを求める意見書（案）

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が、2024年4月から2～3%引き下げられた。訪問介護は独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねないと多くの事業所や、介護関連の団体からの声がある。

訪問介護事業者は、厚生労働省のデータでも約4割が赤字であり、2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最多の784社に達した。そのうち「訪問介護」は529社と前年の427社から急増している。（東京商工リサーチ）

また、介護職員の賃金は、全産業平均を月額約7万円下回っており、物価高騰や感染症対策、処遇改善を考えれば10%以上の報酬引き上げが必要である。

厚生労働省は引き下げの理由として、他の介護サービスより、訪問介護の利益率が高いことを挙げているが、これは介護ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものと推測され、実態とはかけ離れている。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。加えて介護現場の人手不足も年々深刻であり、介護人口が増えるほど職員の負担が増え、その上、報酬引き下げも重なって更に減るという悪循環を生んでいる。

なお、2024年6月5日の衆議院厚生労働委員会では、「令和6年度に行われた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定の影響について、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである」との決議を全会一致でしており、処遇改善が必要である。

よって、国においては、早期に訪問介護基本報酬を見直し、介護事業を十分に支えられる報酬となる再改定を行うとともに、自治体の財政負担や被保険者の保険料・利用料負担が過重とならないよう国庫負担割合を拡大するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

〇〇市町村議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣